

法令順守規定

有限会社デイサービス虹の家

平成 21 年 11 月 1 日施行

令和 5 年 4 月 1 日改定

第1条 (目的及び適用範囲)

有限会社デイサービス虹の家の法令遵守規程(以下、「規程」という。)は、有限会社デイサービス虹の家(以下、「法人」という。)が経営する事業について、法令を遵守し、業務が適正に遂行することを目的として定める。

第2条 (基本方針)

法人が行う事業を適正に行うために、以下を法人の基本方針とする。

- 一 事業を行う際に際しては、法令を遵守し、違法行為は行わない。
- 二 法令遵守のために必要な法人の組織体制を整備する。
- 三 法令遵守責任者は、副法令遵守責任者と連携し、適正な事業運営を確保する。

第3条 (法令順守責任者)

法令遵守責任者を法人に1名配置するものとする。

1. 前号の法令遵守責任者は、管理者を充てるものとする。
2. 法令遵守責任者は、必要に応じて副法令遵守責任者を選任することができるものとする。

第4条 (法令順守責任者の業務)

法令遵守責任者は、法人の事業が法令遵守により遂行されるよう、法人の役員会と連携し、以下の業務を行うものとする。

- 一 法人及び事業の組織体制に関する提案
- 二 法令遵守に関する本規則の制定及び改定

法令遵守責任者は、必要に応じて法人内の会議に出席し、法人の事業遂行状況を法令遵守の観点から確認するものとする。

第5条 (管理者の業務)

管理者は、責任者として、自らが責任を担う事業について職員と連携しながら法令遵守を徹底し、業務を遂行するものとする。

1. 管理者は、職員が法令を遵守しつつ業務を遂行するよう必要な指示命令をするものとする。
2. 管理者は、必要に応じて職員に法令遵守に関する研修を企画し、実施するものとする。

第6条 (職員の責務)

職員は第2条に定める基本方針に基づき、日々の業務を行うものとする。

1. 職員は、自らも専門職としての職業倫理を身につけ、また、介護保険法その他

関係法令を理解しつつ遵守し、日常の業務を遂行しなければならない。

2. 職員は、法令遵守の視点から疑わしい事象がある場合は、法令遵守責任者に報告しなければならない。

第7条（教育及び研修）

第5条第2項に定める研修は、法令遵守責任者である管理者が行うとともに、副法令遵守責任者も必要に応じて企画し、実施するものとする。

第8条（処分）

法令違反する行為を行った職員は、デイサービス虹の家就業規則に基づき、懲戒されるものとする。

付則

この規程は、平成21年11月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

法令遵守に関する留意事項

【基本姿勢】

本規程は、業務を行う上で、特に注意を要する事項についてまとめたものです。

したがって、あらゆる事象を網羅するものではなく、あくまでも基本的な方向性を示したものにすぎません。ここに触れられていない問題や、自分ひとりでは解決の難しい複雑な問題については相談するように心がけて下さい。

法令遵守をおざなりにすることが、個人や法人の信用を損ね、時にはその生命を絶つ原因となることもあります。大切なことは、私たちが日常の業務などに疑問を感じたら、それを声に出すということであり、またひとりひとりの声を拾い上げやすい環境になっていることなのです。職員も『自分には関係ないから』とか『誰かが解決してくれるだろう』というような無責任な態度であることは、法人の立場を危うくすることはあっても良くすることはありません。働き甲斐のある職場、誇りを持って働ける職場をつくるためにも、職員全員で法令遵守の実践に取り組んでいきましょう。

ここで言う法令遵守とは、職責や職場における人間関係、利害関係からいったん離れて、公平な第三者の立場から自分たちの取っている行動を質すことに他なりません。法令遵守のために立ち上がった職員の相談や報告に対しては、十分なプライバシーの保護がとられることが大原則です。また、その活動に対して報復や揉み消しなどの行為が行われるようであれば、事実関係を調査した上で直ちにそれを正してゆかなければなりません。

『問題があれば、勇気を持って声を出すように心がける』ことこそ私たちが地域からより信頼を受け、より働きやすい環境・職場になる最良の方策です。